

令和 6 年 6 月 3 日

第 2 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第44号	令和6年度大垣市一般会計補正予算(第1号)
議第45号	令和6年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)
議第46号	大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙公報の発行に 関する条例の制定について
議第47号	請負契約の締結について
議第48号	財産の取得について
議第49号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に 関する協議について
議第50号	市道路線の認定について
議第51号	市道路線の廃止について
報第 3号	専決処分の報告について
報第 4号	専決処分の報告について
報第 5号	専決処分の報告について
報第 6号	専決処分の報告について
報第 7号	専決処分の報告について
報第 8号	専決処分の報告について
報第 9号	繰越計算書の報告について
報第10号	繰越計算書の報告について

議第44号

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,987,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20. 繰 越 金		1,050,000	131,300	1,181,300
	1. 繰 越 金	1,050,000	131,300	1,181,300
21. 諸 収 入		3,236,375	276,800	3,513,175
	6. 雑 入	1,568,599	276,800	1,845,399
22. 市 債		3,424,500	18,900	3,443,400
	1. 市 債	3,424,500	18,900	3,443,400
歳 入 合 計		63,560,000	427,000	63,987,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛 生 費		4,539,520	406,000	4,945,520
	1. 保 健 衛 生 費	1,834,670	406,000	2,240,670
10. 教 育 費		7,942,900	21,000	7,963,900
	5. 社 会 教 育 費	2,416,530	21,000	2,437,530
歳 出 合 計		63,560,000	427,000	63,987,000

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
日 本 昭 和 音 楽 村 整 備 事 業	令 和 7 年 度	8,100

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
日本昭和音楽村整備事業	18,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	1,050,000	131,300	1,181,300	1. 繰 越 金	131,300	
計	1,050,000	131,300	1,181,300			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 入	1,557,989	276,800	1,834,789	3. 衛 生 雑 入	276,800	累 計 612,051 予防接種料 55,900 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費 220,900
計	1,568,599	276,800	1,845,399			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8. 教 育 債	1,238,100	18,900	1,257,000	1. 教 育 債	18,900	日本昭和音楽村整備事業債
計	3,424,500	18,900	3,443,400			

2 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4. 予 防 費	741,660	406,000	1,147,660	国県支出金	129,200	12. 委 託 料	405,700	累 計 1,070,331 予防接種委託料
				地方債		18. 負担金補助及び交付金	300	累 計 52,001 高齢者予防接種事業補助金
				その他 276,800				
計	1,834,670	406,000	2,240,670	国県支出金 - 地方債 - その他 276,800	129,200			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
11. 日本昭和音楽村費	58,250	21,000	79,250	国県支出金	2,100	13. 使用料及び賃借料	9,000	累 計 10,222 機械器具借上料
				地方債 18,900		14. 工事請負費	12,000	累 計 13,000
				その他 -				
計	2,416,530	21,000	2,437,530	国県支出金 - 地方債 18,900 その他 -	2,100			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
日本昭和音楽村整備事業	8,100	8,100	年度		年度		国県支出金	900
			-	-	7	8,100	地方債 7,200 その他 -	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	3,166,800	3,185,700	39,759,383	39,778,283
(9) 一 般 単 独	2,303,800	2,322,700	15,278,070	15,296,970
合 計	3,424,500	3,443,400	60,601,237	60,620,137

議第45号

令和6年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和6年度大垣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	488,000 千円	300,000 千円	788,000 千円
第4項 寄 附 金	800 千円	300,000 千円	300,800 千円
支 出		出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,934,000 千円	300,000 千円	2,234,000 千円
第1項 建設改良費	1,289,600 千円	300,000 千円	1,589,600 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 予算第9条に定めた重要な資産の取得に、次のものを追加する。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	内視鏡下手術支援ロボット	一 式

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和 6 年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			488,000	300,000	788,000	
	4. 寄 附 金		800	300,000	300,800	
		1. 寄 附 金	800	300,000	300,800	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			1,934,000	300,000	2,234,000	
	1. 建 設 改 良 費		1,289,600	300,000	1,589,600	
		2. 固 定 資 産 購 入 費	935,300	300,000	1,235,300	

令和6年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	10,000
(2) 減価償却費	1,389,000
(3) 固定資産除却費	25,200
(4) 長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 134,068
(5) 貸倒引当金の増減額（△は減少）	3,500
(6) 引当金（負債性引当金）の増減額（△は減少）	△ 225,500
(7) 奨学金貸付免除額	37,200
(8) 長期前受金戻入額	△ 75,600
(9) 受取利息及び受取配当金	△ 15,100
(10) 支払利息	72,300
(11) 未収金の増減額（△は増加）	2,000
(12) 未払金の増減額（△は減少）	110,000
(13) たな卸資産の増減額（△は増加）	110
小計	1,199,042
(14) 利息及び配当金の受取額	15,100
(15) 利息の支払額	△ 72,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,141,842

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,425,032
(2) 有価証券の取得による支出	△ 300,500
(3) 奨学金の貸付による支出	△ 66,600
(4) 奨学金等の返還による収入	310,000
(5) 国庫補助金等による収入	301,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,181,432

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 26,200
(3) 他会計からの出資による収入	177,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,200

資金増加額（又は減少額）△ 165,790

資金期首残高27,311,889

資金期末残高27,146,099

令和 6 年度大垣市病院事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,551,454	
ロ 建 物	34,600,784		
減価償却累計額	△ 22,738,200	11,862,584	
ハ 構 築 物	273,989		
減価償却累計額	△ 151,552	122,437	
ニ 器 械 備 品	15,433,142		
減価償却累計額	△ 11,761,478	3,671,664	
ホ 車 両	33,153		
減価償却累計額	△ 31,151	2,002	
ヘ リ ー ス 資 産	312,588		
減価償却累計額	△ 278,980	33,608	
ト 建 設 仮 勘 定		145,456	
有形固定資産合計			17,389,205

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		444	
無形固定資産合計			444

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券		900,944	
ロ 長 期 貸 付 金		1,304,200	
ハ 長 期 前 払 消 費 税		227,950	
投資その他の資産合計			2,433,094

固 定 資 産 合 計 19,822,743

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		27,146,099	
(2) 未 収 金	5,990,800		
貸倒引当金	△ 110,210	5,880,590	
(3) 貯 蔵 品		391,560	

流 動 資 産 合 計 33,418,249

資 産 合 計 53,240,992

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,225,860		
企業債合計		3,225,860	

(2) リ ー ス 債 務

10,890

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金	2,715,290		
引 当 金 合 計		2,715,290	

固 定 負 債 合 計 5,952,040

4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に		280,301		
充てるための企業債				
企 業 債 合 計			280,301	
(2) リ ー ス 債 務			25,978	
(3) 未 払 金			2,110,000	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		882,500		
引 当 金 合 計			882,500	
(5) その他流動負債				
イ 預 り 金		25,000		
その他流動負債合計			25,000	
流 動 負 債 合 計				3,323,779
5. 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金				
イ 受贈財産評価額	137,820			
収 益 化 累 計 額	△ 53,856	83,964		
ロ 寄 附 金	480,903			
収 益 化 累 計 額	△ 114,692	366,211		
ハ 補 助 金	1,292,440			
収 益 化 累 計 額	△ 900,009	392,431		
長 期 前 受 金 合 計			842,606	
繰 延 収 益 合 計				842,606
負 債 合 計				10,118,425
		資 本 の 部		
6. 資 本 金				22,845,298
7. 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 補 助 金		149,109		
資 本 剰 余 金 合 計			149,109	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当年度未処分利益剰余金				
繰越利益剰余金年度末残高		20,118,160		
当 年 度 純 利 益		10,000		
利 益 剰 余 金 合 計			20,128,160	
剰 余 金 合 計				20,277,269
資 本 合 計				43,122,567
負 債 資 本 合 計				53,240,992

令和6年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

資 本 的 収 入

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 4. 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 寄 附 金	800	300,000	300,800	寄 附 金	300,000	
計	800	300,000	300,800			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出

(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 固定資産購入費	935,300	300,000	1,235,300	器 械 備 品 費	300,000	累計 1,194,000 内視鏡下手術支援ロボット
計	1,289,600	300,000	1,589,600			

議第46号

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙公報の発行に関する
条例の制定について

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙公報の発行に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)
第172条の2の規定に基づき、大垣市議会議員及び大垣市長の選挙(選挙の一
部無効による再選挙を除く。)における選挙公報の発行について、必要な事
項を定めるものとする。

(発行)

第2条 大垣市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、前条の選挙が行わ
れるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選
挙ごとに1回発行するものとする。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとす
るときは、その掲載文及び写真を添え、委員会の指定する日時までに委員会
に、文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、
若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝
をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう内容を記載し、又は記録
してはならない。

(発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原
文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合
においては、その掲載する順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじ
に立ち会うことができる。

(配布)

第5条 選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(発行の中止)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続を中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議第47号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 浅中公園総合グラウンド陸上競技場第3種公認更新工事 |
| 2 契約金額 | 2億570万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市神田町2丁目55番地
T S U C H I Y A 株式会社
代表取締役社長 土屋 智義 |

議第48号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|--------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 大垣競輪場自動発払機12台 |
| 2 取得 価 格 | 7,832万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 東京都品川区南大井6丁目20番14号
富士通フロンテック株式会社 T & A 営業統括部
T & A 営業統括部長 内谷 誉 |

議第49号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年県指令市町村第1263号)の一部を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年県指令市町村第1263号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議第50号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

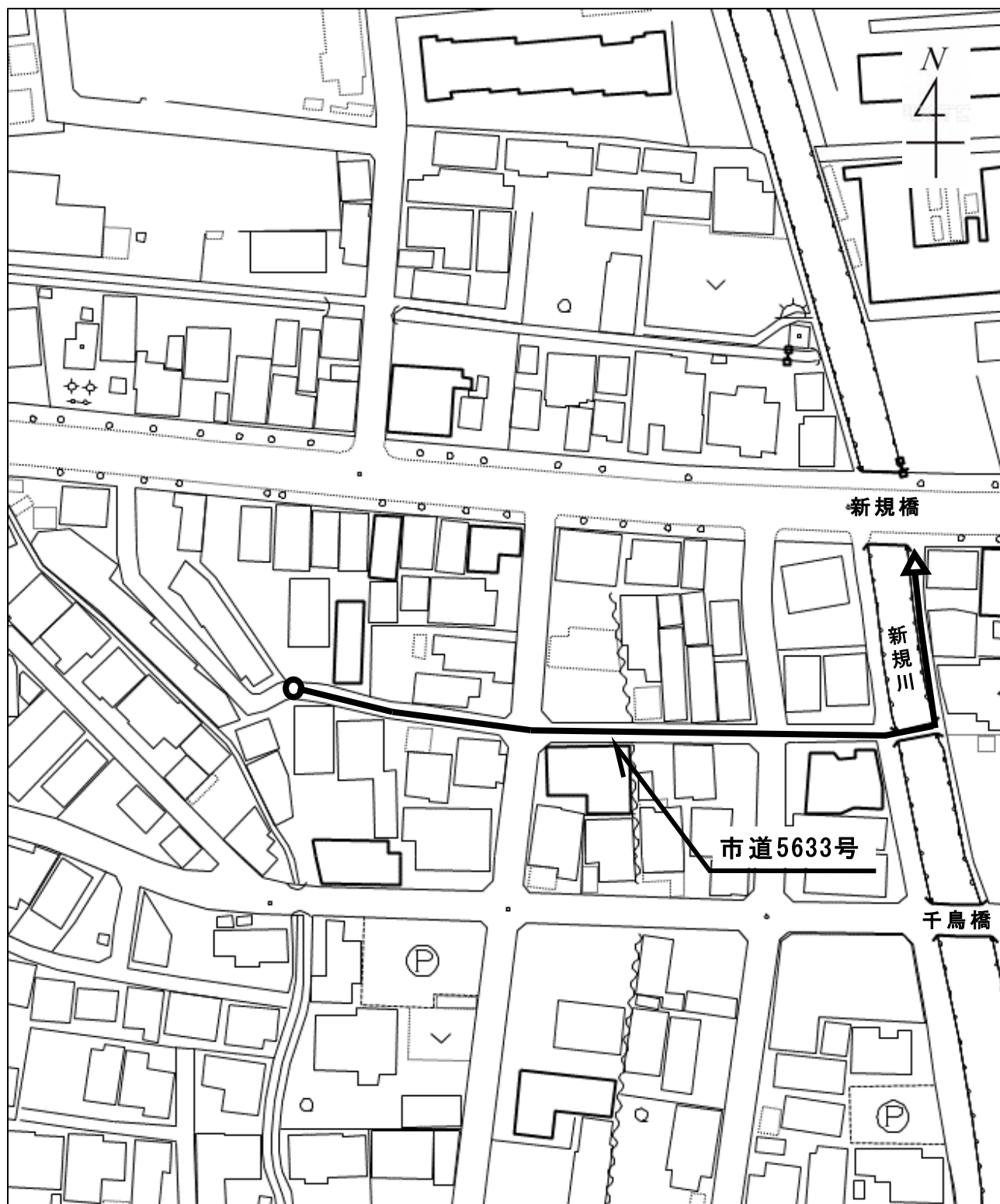
令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

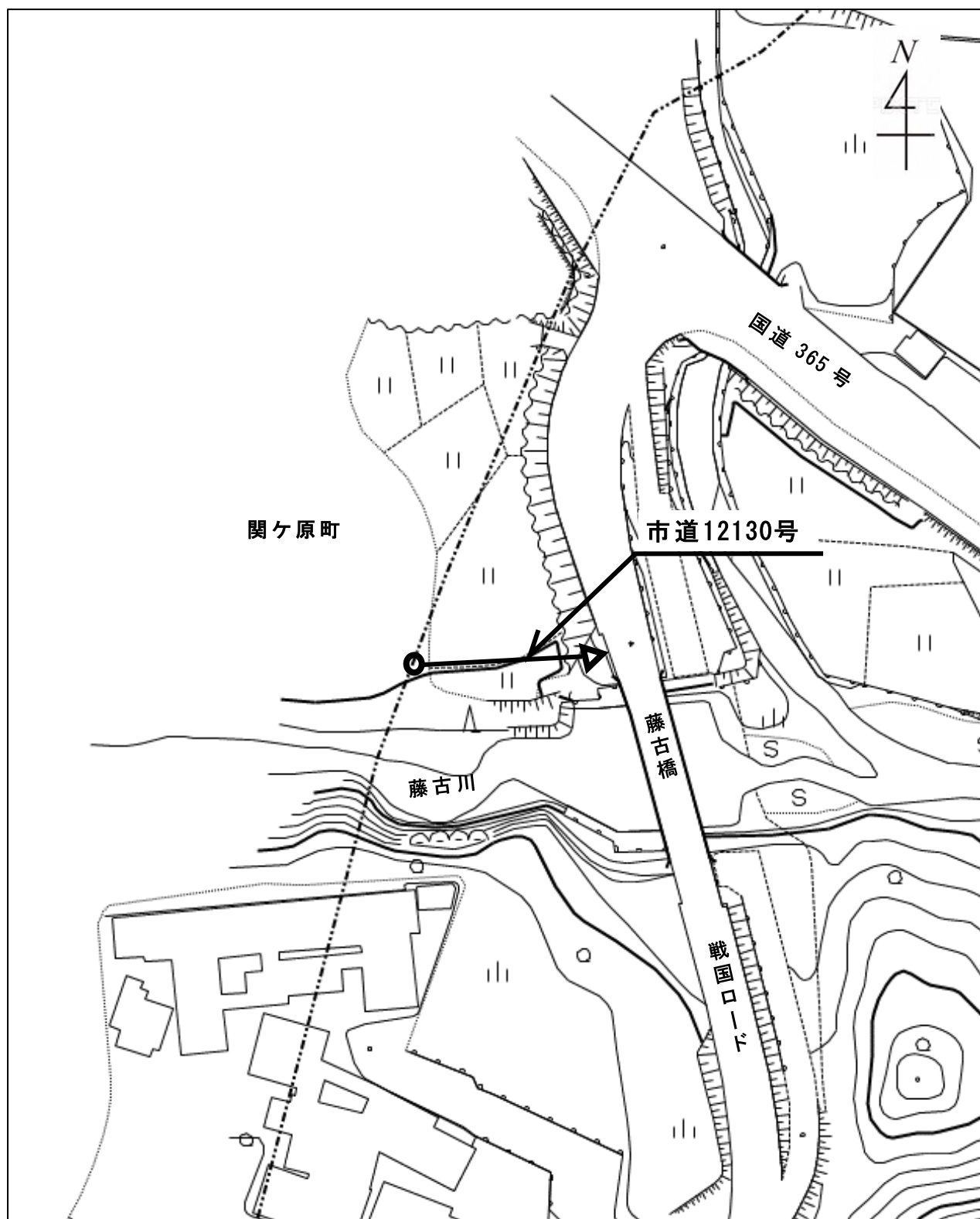
市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
		終 点		
5633	藤江三塚5号線	大垣市藤江町3丁目103番1 地先から		
		大垣市三塚町字鶴舞1133番1 地先まで		
12130	牧田135号線	大垣市上石津町牧田字門前730番1 地先から		
		大垣市上石津町牧田字門前730番4 地先まで		

大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第51号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

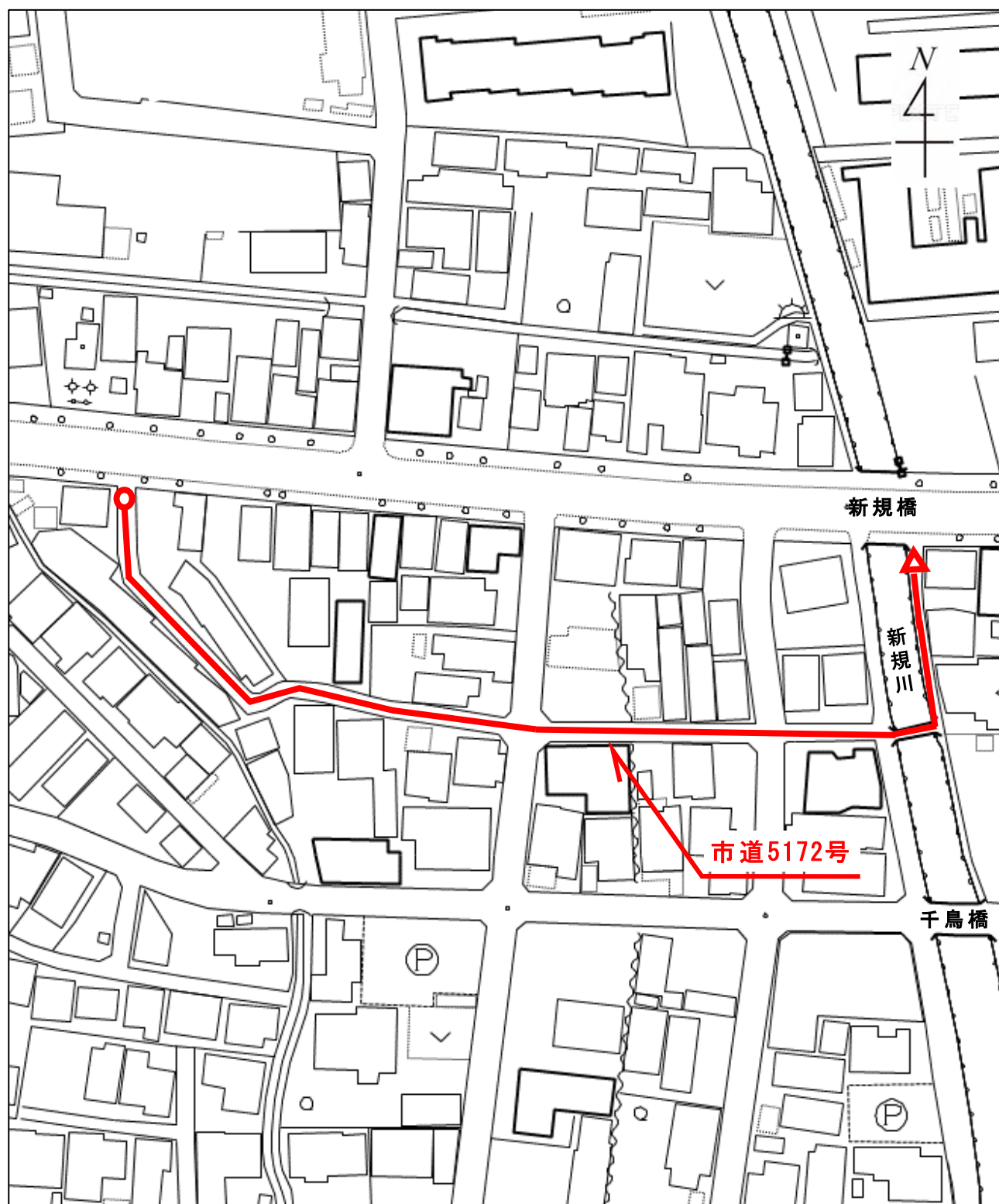
令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

市道路線廃止調書

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
		終 点		
5172	藤江三塚2号線	大垣市藤江町3丁目79番1 地先から		
		大垣市三塚町字鶴舞1133番1 地先まで		

大垣市道路線廃止位置図



報第3号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月7日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 12万3,678円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和5年12月15日午後2時35分頃、大垣市南頬町1丁目74番地1において、市職員が運転する公用車を後退させた際、駐車中の相手方自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第3号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月22日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 10万1,869円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年1月24日午前10時40分頃、●●●●●●●●●●
●●において、市職員が運転する公用車が右折した際、相手方所有のフェンスに接触し、損害を与えた。 |

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第4号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月27日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 1万1,088円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年2月18日午前10時10分頃、大垣市静里町238番地先において、道路の舗装の一部損傷により、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第5号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月28日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 1万5,239円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和5年11月28日午後4時40分頃、大垣市中野町1丁目899番4地先において、道路の舗装の一部損傷により、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年4月18日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 8万6,376円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年2月14日午前11時30分頃、●●●●●●●●●●
●●において、市職員が運転する公用車を後退させた際、相手方所有のフェンスに接触し、損害を与えた。 |

報第8号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年5月2日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 5万5,388円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年3月1日午後4時10分頃、●●●●●●●●●●
●において、市職員が運転する公用車が右折した際、
相手方所有のブロック塀に接触し、損害を与えた。 |

報第9号

繰越計算書の報告について

令和5年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和5年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2. 総務費	4. 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム事業	9,000	8,860	-	国県支出金 8,860 地方債 -	-
		戸籍システム事業	1,600	1,360	-	国県支出金 1,360 地方債 -	-
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰臨時特別給付金支給事業	1,457,500	937,700	-	国県支出金 937,700 地方債 -	-
	3. 児童福祉費	子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業	5,500	5,500	-	国県支出金 1,000 地方債 -	4,500
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	2,700	2,700	-	国県支出金 2,700 地方債 -	-
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	11,500	11,500	-	国県支出金 11,500 地方債 -	-
7. 商工費	1. 商工費	中小企業者等物価高騰対策支援事業	31,000	31,000	-	国県支出金 5,000 地方債 -	26,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路安全対策事業	33,500	33,500	-	国県支出金 16,335 地方債 13,300	3,865
	4. 都市計画費	養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金	51,600	51,600	-	国県支出金 25,800 地方債 25,800	-

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
		公園施設長寿 命化事業	31,300	31,300	-	国県支出金 13,450 地方債 17,700	150
		赤坂本陣公園 整備事業	30,600	30,600	-	国県支出金 - 地方債 22,900	7,700
10. 教育費	2. 小学校費	小学校外壁改 修事業	139,700	139,700	-	国県支出金 44,500 地方債 94,400	800
		小学校屋内運 動場改築事業	232,500	232,500	30,000	国県支出金 44,400 地方債 152,500	5,600
	3. 中学校費	中学校外壁改 修事業	299,700	299,700	-	国県支出金 95,200 地方債 202,700	1,800
		中学校グラウ ンド改修事業	85,000	85,000	20,000	国県支出金 15,300 地方債 47,500	2,200
合 計			2,422,700	1,902,520	50,000	国県支出金 1,223,105 地方債 576,800	52,615

報第10号

繰越計算書の報告について

令和5年度大垣市公共下水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和5年度大垣市公共下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	汚水施設 整備事業	25,000	-	25,000	企業債 11,200 繰越工事資金 13,800	-	-
		雨水施設 整備事業	430,000	-	430,000	企業債 180,000 繰越工事資金 250,000	-	-
		終末処理 施設整備 事業	59,200	-	59,200	企業債 23,700 繰越工事資金 35,500	-	-
合 計			514,200	-	514,200	企業債 214,900 繰越工事資金 299,300	-	-